○農林水産省告示第千百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　滋賀県栗東市東坂字長通平地四四七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町有木字橋本平五三三八の一、五三四五の二、字仁吾五三四五の一、五三四七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字橋本平五三三八の一・五三四五の二・字仁吾五三四五の一・五三四七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　佐賀県藤津郡太良町大字多良字角ノ内八三六八の二、字上中山八三八六の一四、八三八六の二三、八三九二の一、八三九二の二、八三九二の五、八三九二の六、八三九四、八四一七の一、八四二四、八四二六、八四二七の一、八四二七の二、八四三二の一、八四三三、八四三四の一、八四六〇の九、字下中山八七〇四の八、八七〇六の二、八七〇七の二、八七〇八、八七〇九、八七一一の三、八七一一の四、八七一三の一、八七一五の一、八七一五の二、八七一六の五、八七一八の四、八七一九の一、八七二三、八七二四、八七二五の一、八七二五の三、八七二七、八七二九の二、八七二九の六、八七二九の七、八七二九の九、八七二九の一〇、八七三一の九、八七三六の六、八七三六の三九、八七三六の一〇三、八七三六の一一七、八七四一の一、八七四一の二、八七五一の八、八七五一の九、八七五一の一一、八七五五、八七五六、八七五九の四、八七七五の三、八七七五の八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岩手県一関市大東町中川字野田一四二の一、一四二の四二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町下多気字白口九一五から九一七まで・九一七の一・九一八の一・一〇二三の四九・一〇二三の五〇・一〇三八の二七・一二九の一・一三四（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、八六〇の一、九〇六、九〇七の一、九〇九の一、九一〇、九一三の一、九一九の一、九二〇、九二二、九二三、一〇二三の二、一〇二三の一四、一〇二三の一五、一〇二三の一八、一〇二三の二二、一〇二三の二三、一〇二三の四六、一〇二三の四七、一〇二三の五一、一〇二三の五二、一〇二三の六三、一〇三八の一三、一〇三八の二九、一二二七の一、一二三四の一、一二三九から一二九五まで、一二九七から一三〇〇まで、一三〇〇の一、一三〇八の一、一三二九、一三三七、字六田一二二の一・一二二の一〇・一二二の一二・一二二の一三・一二二の三六・一二二の三七・一二二の四一から一二二の四三まで・一二二の四六から一二二の四九まで（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二二の三八、一二二の三九、美杉町八知字峠東六七五三の二、六七五六の一、六七五六の四、六七五六の九から六七五六の一一まで、六七五七、六七六一の二、六七六一の三、六七六一の九、六七六三の一、六七六三の二、字中山口六七〇四の一、六七〇四の二、六七〇五の一、字わ志よう六七一〇から六七一二まで、六七一一の二、六七一二の一、六七一五、六七一五の一、字橋ケ谷六七一六から六七一九まで、六七二〇の一から六七二〇の四まで、六七二〇の七、六七二〇の八、字倉どち六七二一、字花ノ木六七三一の一、六七三三の一、六七三五の一、美杉町竹原字羽黒五九〇（次の図に示す部分に限る。）、五四一の一、五四四の二、五四五の二、五四六、五五〇、五五二から五五四まで、五五三の一、五五四の一、五五七、五五七の二、五五七の三、五五八の一、五五九から五七〇まで、五七一の一、五七三の一、五七五、五七六、五八七から五八九まで、五九一の一、字宮ノ谷六二七の六から六二七の一〇まで、六二七の一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）